

意見書案第 17 号

LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

倉 元 達 朗

中 山 郁 美

田中 しんすけ

落 石 俊 則

田 中 丈 太 郎

LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を求める意見書

一人一人の人間の性自認や性的指向は、実に多種多様であり、社会の中には、異性愛者のほかに、いわゆるLGBTと呼ばれる人々などの性的マイノリティもいます。民間企業の調査によると、これらの人々は、日本の人口の約7.6%を占めるとも言われており、性的マイノリティに対する差別を解消し、その人権を保障することは、喫緊の課題です。

欧米などでは、パートナーシップ制度に関する法整備など、性的マイノリティの人権を守り、社会的地位を向上させるための取組が進められています。

日本でも、平成16年7月に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、今年4月には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が、各都道府県・指定都市の教育委員会等へ出されました。また、東京都渋谷区でいわゆる「パートナーシップ条例」が今年4月から施行されるなど、差別の解消に向けて、ようやく国や自治体が第一歩を踏み出しましたが、いまだ当事者の置かれた状況は厳しいものがあります。就労や住宅への入居など、性別や性自認、性的指向を理由とした日常生活におけるあらゆる差別を無くし、生き方の多様性を認め合える社会にすることが求められています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項について早急に検討の上、実施されるよう強く要請します。

- 1 性別記載を必要としない公的文書から性別記載欄を削除するとともに、性同一性障がい者に関する法整備を行うこと。
- 2 公営住宅、民間賃貸住宅への入居や継続、パートナーが入院し手術を行う場合の面接権や同意権の問題など、同性のカップルが共に生活する際に被る不利益を解消するための手立てを講ずること。
- 3 欧米などに倣って、パートナーシップ制度に関する法整備を行うこと。
- 4 学校教育において、性的マイノリティへの理解を深め、性の多様性を尊重し、全ての人間が、自分らしく生きられる社会の在り方について認識を深められる教育を重視すること。
- 5 社会教育などに、性的マイノリティに関する教育を位置付け、理解の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 宛て

議 長 名